

令和元年度私立中学校等修学支援実証事業費補助金 申請案内

静岡県では、文部科学省の「私立中学校等修学支援実証事業費補助金」に基づき、一定の所得以下の世帯を対象に、私立小中学校等に在学する児童生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため、授業料に対して補助金を支給します。要件に該当し、受給を希望される方は、学校の定める提出期限までに申請書等を提出してください。ただし、国の予算の範囲内で実施する事業であるため、要件に該当している場合でも支援の対象にならない場合がありますので予め御了承願います。

【 補助要件 】 次の①～⑥の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 児童生徒が、令和元年度**7月1日時点**において、静岡県内の私立小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）のいずれかに在学していること。
- ② 保護者等（同居の祖父母も含む）の所得金額の合計から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（保護者等が2人以上いるときは、全員分を合算した額）が **140 万円未満** であること。ただし、**寡婦控除**の適用がある場合は **143 万円未満**、**寡夫控除**の適用がある場合は **147 万円未満** であること。（※令和元年度（平成 30 年中の所得）の課税証明書等で確認します。）
- ③ 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
- ④ 保護者等の資産保有額の**合計が 600 万円以下** であること。（※証拠書類の写し等が必要になります。）
- ⑤ 申請書とともに誓約書が提出できること。
- ⑥ 実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力できること。
（文部科学省が実施するもので、申請書と併せてアンケート調査票の提出が必要です。）

【 補助額 】 児童生徒 1 人あたり、年間 10 万円を上限として支給します。

- ・ 授業料額が 10 万円を下回る場合、授業料相当額まで支援します。
- ・ この補助金は、児童生徒に代わって学校が受領し、原則、授業料と相殺します。
- ・ この補助金は、返還不要の補助金ですが、支給希望の場合は、毎年度申請が必要になります。

【 申請に必要な書類 】

- ① 申請書（様式第 1 号）
- ② 申請書に付随する誓約書（様式第 1 号別紙）
- ③ 保護者等全員の令和元年度（平成 30 年中の所得）の課税状況（所得金額内訳及び控除額内訳等）を確認できる書類（「課税証明書」又は「特別徴収税額の決定・変更通知書」等）
- ④ 保護者等（同居の祖父母も含む）の資産保有額がわかる預金通帳・有価証券等（換算評価額）・負債残高等の写し
- ⑤ 全項目を記入したアンケート調査票
- ⑥ その他知事が必要と認める書類（※ 例えば、一人親世帯等の場合は、児童扶養手当受給者証等の写し）

【 申請手続 】

- ・ 学校の案内に従って、学校が定める期日までに、「申請に必要な書類」を御準備の上、学校へ提出してください。
- ・ 文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査に協力できない場合は、補助金は支給されません。
- ・ 支給の可否は、国審査結果に基づき県から受給資格認定通知書又は不認定通知書によりお知らせします。
（※受給資格認定後、県から学校への補助金支給時期は、例年 3 月頃となっています。）

【 問合せ先 】

申請書等を記載する際は、**予め同封の「申請書記入例」及び「市区町村民税課税証明書（見本）」を御参照ください。**万が一、御不明な点がある場合は、在学する私立学校事務担当又は、静岡県庁私学振興課（電話：054-221-2009）までお問合せください。